

特定非営利活動法人さくらさくら役職員倫理規定

(社会的ルールへの遵守)

- 第1条 1. 役職員は、法令、行政規則等をはじめとする社会的ルールを常に意識しなければならない。さらに、職務の遂行にあたっては、ルールを遵守するとともに、ご利用者およびその家族ならびに支援する関係者に対して、誠実に行動しなければならない。
2. 役職員は、公私の区別を明確にし、事業所の資産および事業費については、適切な使用を心がけなければならない。

(公平かつ自由な競争)

- 第2条 1. 競争は、各事業者の自由な判断に基づいて公正に行わなければならない。
- 競争事業者と話し合って契約条件等を取り決めたり、優越的な地位を利用して不当な圧力をかけ取引を強制することを行ってはならない。
2. 不当な景品類の提供や不当な表示等を行ってはならない。

(個人情報の厳正管理)

- 第3条 1. 役職員は、業務上知り得た個人情報を社外に漏洩してはならない。
- 役職員が退任・退職した後も遵守しなければならない。
2. 個人情報は、法令、行政規則および社内規定で定められた目的の範囲内で利用しなければならない。
3. ご利用者およびそのご家族に情報を開示する場合は、相手方に開示を請求する権限があるかどうか、その相手方が請求者本人であるかどうかをしっかりと確認しなければならない。

(経営情報の開示)

- 第4条 役職員は、様々な方法・機会を通じて、的確な経営情報を提供するように努めなければならない。

(人権の尊重)

- 第5条 1. 役職員は、個人の尊厳を重んじ、自由および平等をはじめとする基本的人権を尊重しなければならない。
2. 職務を遂行するうえにおいて人種・信条・性別・社会的地位・出身などにより、不当な差別をしてはならない。
3. 正当な理由もなく個人のプライバシーを侵害することのないよう十分に注意するとともに、互いを一人の人格として尊重し合い、人権意識を高めあっていかななければならない。

(良好な職場環境の維持)

- 第6条 1. 役職員は、職位の違いに関わらず、お互いに尊重し合い、効率的に仕事ができる快適な職場環境を維持しなければならない。また職場においても、人種・信条・性別・社会的地位・出身などにより、不当な差別をしてはならない。
2. 法令および就業規則に反した時間外勤務、休日出勤を命令することはできない。暗に強制することはもちろん、違法な勤務形態を恒常化させ、これを事実上容認することも許されない。
3. セクシャル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）は、厳に慎まなければならない。たとえば、不快感を与えるような性的言動をとったり、職務上の立場を利用して、意に反する性的要求をしたりしてはならない。

（反社会的勢力への対応）

- 第7条 1. 反社会的勢力から、業務上必要のない取引の要請、不当な言い掛かり、あるいは業務運営に支障をきたすような行為を受けた場合には、屈することなく、管理者と相談のうえ、警察当局と連携し、毅然とした対応をとらなければならない。
2. 安易に金銭を支払うとういうような対応は、根本的な解決にはならず、金銭の支払い自体がそれを実行した役職員や当事業所の法令上の責任問題を発生させたり、当事業所に対する社会の信頼やイメージを傷つけたりすることにつながるため、厳に慎まなければならない。
3. 職員等の採用、物品購入、業務委託等において、相手方が反社会的勢力とつながりがいかどうか十分に注意しなければならない。

（違反行為の防止）

- 第8条 1. 役職員は、自らルール違反を犯さないよう心掛けるとともに、他の役職員が違反行為をしたこと、あるいは現にしようとしていることを知りながら、これを見過ごしてはならない。
2. 役職員の違法行為を知った場合には、管理者と協力し、これを中止させなければならない。
3. 管理者は、ルール違反行為の原因を徹底的に究明し、その再発防止策を策定し、最高責任者に報告しなければならない。また違反行為の事実、真実をありのままに報告し、虚偽の報告や事実の隠蔽は絶対にしてはならない。

平成 28 年 4 月 1 日